

(長寿命・省エネ化) 夢もやい館改修設計業務委託
契約候補者審査会設置要綱

制定 令和7年3月21日都市建設局公共建築部営繕課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市が発注する「(長寿命・省エネ化) 夢もやい館改修設計業務委託」の契約候補者の選考に際して、公募型プロポーザル方式を実施し、その審査を公正かつ公平に行うため、「(長寿命・省エネ化) 夢もやい館改修設計業務委託契約候補者審査会」(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、別に定める「(長寿命・省エネ化) 夢もやい館改修設計業務委託契約候補者審査会審査基準」に基づき、当該業務委託の参加者の審査及び評価を行い、契約候補者を選考する。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 前項の委員長及び委員は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課長
- (2) 環境局環境推進部脱炭素戦略課長
- (3) 都市建設局公共建築部建築保全課長
- (4) 都市建設局公共建築部設備課長
- (5) 都市建設局公共建築部営繕課長

(任期)

第4条 委員の任期は、審査会の設置の日から契約候補者が決定される日までとする。

(委員長)

第5条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、都市建設局公共建築部営繕課長をもって充てる。
- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、出席した委員のうちから互選されたものが委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

5 審査会の会議は、公開しないものとする。

6 審査委員は、やむを得ない事情により審査委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、都市建設局公共建築部営繕課（以下「事務局」という。）において行う。

(委託契約の締結)

第8条 市は、審査会で最も優秀であると認められた応募者との間で、委託業務に関して必要な協議を行い、合意に至った場合は業務委託契約を締結する。この場合において、合意に至らなかった場合には、次に順位の高い応募者との間で、必要な協議を行う。

(補則)

第10条 事務局は、審査会の選考終了後、速やかに応募者全てに対して、選考結果を通知する。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が審査会に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行し、契約候補者が決定される日をもって廃止する。